

### 第3号様式(3)-②

施工体制確認型総合評価方式（特別簡易型・単体発注）事後審査型

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成25年1月16日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



#### 1 工事概要

- (1) 工事名 沖縄特別自由貿易地域賃貸工場新築工事（26号棟・建築）
- (2) 工事場所 沖縄県うるま市
- (3) 工事内容 建築工事
- (4) 工期 契約締結日の翌日から210日間
- (5) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う、事後審査型である。
- (6) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (7) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。

#### 2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿」という。）に建築工事業の特A等級として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- 参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (5) 平成14年4月1日から競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限日までに、建築工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は代表者の場合のものに限る。経常建設共同企業体の施行実績も対象とするが、経常建設共同企業体の代表者の場合のものに限る。
- (6) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。
- ア 1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者であること。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。
- (7) 申請書及び確認資料の提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 原則として上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと

して、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (11) 沖縄県内に建設業法に基づく本店が存在すること。
- (12) 平成25年1月16日付け第107号で公告する「沖縄特別自由貿易地域賃貸工場新築工事（24号棟・建築）」又は第108号で公告する「沖縄特別自由貿易地域賃貸工場新築工事（25号棟・建築）」の落札者となった者は、落札者となった時点で、本工事の落札者となることはできない。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

- ・企業の技術力を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

#### (2) 総合評価の方法

##### ア 基礎点

競争参加資格が認められた者には、基礎点として100点を与える。

##### イ 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は40点とする。

##### ウ 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

##### エ 総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内で、沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（以下「低入札調査要領」という。）に基づく失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上の入札参加者についてア、イ及びウにより得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

#### (3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者で低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）に満たない者（以下「低価格入札者」という。）については、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として開札後速やかにヒアリングを実施する。ただし、当該価格が失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、ヒアリングを実施せず失格とする。

#### (4) 落札者の決定方法

開札後、落札者の決定を保留した上で、次のアからウの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者（以下、「最高評価値者」という。）から順に低入札調査基準価格以上で入札を行った者を3者確保できるまでの順位の者を落札候補者とし、競争参加資格の有無確認のため事後審査を行う。

事後審査の結果、最高評価値者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合は、最高評価値者を落札者とし、一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。また、その結果は全入札参加者に通知する。

なお、事後審査の結果、最高評価値者が競争参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり次順位の者と順位が入れ替わった場合は、次順位の者を最高評価値者として事後審査を行う。

また、事後審査の結果、当初選定した落札候補者の全員が、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり、当初の落札候補者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

ウ 提出された技術資料及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。

## 4 入札手続等

### (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成25年1月16日（水）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

【入札情報システム】

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>

ウ 問い合わせ先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部土木企画課

電話番号098-866-2384

### (2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間：平成25年1月16日（水）から平成25年1月30日（水）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県土木建築部施設建築課 建築班  
電話番号098-866-2416

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

エ 提出部数：2部

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成25年2月7日（木）9時00分

入札書提出締切日時：平成25年2月8日（金）13時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成25年2月12日（火）10時50分

持参場所：沖縄県土木建築部土木企画課 第1入札室

※紙入札方式移行申請書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成25年2月12日（火）11時00分 電子入札システムにより開札

(4) 証明資料の提出と競争参加資格の確認

開札後、発注機関から応募時に提出した申請書及び確認資料の内容を証明する資料（以下、「証明資料」という。）の提出を求められた落札候補者は、提出を指示された翌日から起算して2日目の日（休日を除く。）の午後5時までに原則として持参により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は競争参加資格がないものとする。

なお、競争参加資格の審査は、落札候補者のうち最高評価値者から行い、適格者が確認できた時点で、次順位以降の者の審査は行わないものとする。

また、当初選定した落札候補者以外の者の審査の必要が生じた場合は、該当者への証明資料の提出期限は、別途通知する。

ア 提出連絡：開札後、平成25年2月12日（火）午後5時（予定）までに落札候補者あてに連絡する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、紙入札に移行した場合は、書面にて通知する。）

イ 提出期限：平成25年2月14日（木）午後5時（予定）までとする。

なお、期限内に限り、一度提出した添付資料の修正及び追加提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は、受け付けない。

ウ 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県土木建築部施設建築課 建築班  
電話番号098-866-2416

エ 提出部数：2部（紙ファイルに綴じ、背表紙に工事名、会社名を記載すること。）

(5) 競争参加資格の確認結果等の通知

平成25年2月26日（火）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、紙入札に移行した場合は、書面にて通知する。）

なお、落札候補者について競争参加資格の有無を審査し適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。ただし、競争参加資格がないと認められた場合は、その旨当該候補者へ資格確認結果の通知を行うとともに次順位の者を落札候補者として資格の審査を行う。

また、落札候補者として選定したものの競争参加資格の事後審査を行わなかった者に対しては、未審査通知を行う。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の定めるところにより免除。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(3) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

調査を実施する。

(4) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(5) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。

(6) 経常JVについて

本工事に経常JVとして申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先

ア 入札及び契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県土木建築部土木企画課  
電話番号098-866-2384

イ 応募調書資料関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県土木建築部土木企画課  
電話番号098-866-2384

ウ 設計図書関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県土木建築部施設建築課 建築班  
電話番号098-866-2416

(9) 詳細は入札説明書による。

(10) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。